

# 令和5年度文学の国いわて推進事業実施業務

## 業務仕様書

令和5年4月  
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度文学の国いわて推進事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要及び仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務概要

### (1) 目的

本県は石川啄木や宮沢賢治をはじめ、多くの優れた作家を輩出しており、近年においても、沼田真佑氏、若竹千佐子氏の芥川賞受賞や2022年の小砂川チト氏の芥川賞候補選出など、その文学的土壌の豊かさは今なお受け継がれており、「文学の国いわて」と呼ぶにふさわしい地域文化を形成している。

また、本県高校生が全国高等学校文芸コンクールで毎年上位入賞を果たすなど、才能豊かな若い人材が全国を舞台に活躍している。

こうした状況を踏まえ、県民の文学に対する関心や創作活動への意欲を高めるなど、本県における文芸活動の振興を図ること。

### (2) 事業内容

#### ア 本県ゆかりの作家による講演等の実施

県民が、本県ゆかりの作家から直接話を聞く機会を設けようとするもの。

#### イ 若者が文学への関心を高める企画の実施

次代を担う人材の育成を図る機会を設けようとするもの。

#### ウ 附帯事務

ア及びイに係る参加者の募集、会場の運営管理一切ほか。

#### エ その他（自由提案；任意）

上記各項に加え、本県における文芸活動の振興を図るうえで、効果的と考えられる企画

### (3) その他

上記概要は、現時点において想定しているものであり、詳細については、委託候補者決定後に検討・協議して定める。

また、委託候補者決定後に新型コロナウイルス感染症等の状況により事業の実施方法等に変更を要することとなった場合は、別途検討・協議すること。

## 2 仕様等

### (1) 本県ゆかりの作家による講演等の実施

#### ア 回数

1回以上

#### イ 時期

令和5年7月～令和6年2月

#### ウ 会場

- ・ 盛岡市内とすること。
- ・ 内容や講演者等にふさわしい規模及び設備を有する施設並びに機材を確保すること。
- ・ 会場使用に係る経費は受託者において負担すること。

#### エ 内容

- ・ 本県ゆかりの作家とは以下のいずれかを満たす者であること。
  - 本県出身又は在住であること。
  - 本県に関連するテーマの作品を執筆した経験を有すること。
  - その他本県とのゆかりを有すること。

- ・ 作家については、著名な文学賞を受賞した経験を有する者を1人以上確保すること。
- ・ テーマについては、作家の経歴及び本県における文芸活動の振興を図る観点から、ふさわしいものを設定すること。
- ・ 実施方法については、講演を基本とするが、聞き手を立てた対談形式も可とすること。
- ・ 実施にあたっては、会場に県政150周年を記念する展示等を行うこと。なお、展示物等は県が確保すること。
- ・ 実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて必要な感染対策を講じること。

## (2) 若者が文学への関心を高める企画の実施

### ア 回数

1回以上

### イ 時期

令和5年7月～令和6年2月

### ウ 会場

- ・ 県内とすること。
- ・ 実施内容などにふさわしい規模及び設備を有する施設並びに機材を確保すること。

### エ 内容

- ・ 県内高校生等若者を募集・確保し、本県ゆかりの作家との交流を行うこと。
- ・ 県内高校生等若者とは文芸部に所属するなど文学に関心のある高校生等とすること。
- ・ 本県ゆかりの作家とは(1)エと同様とすること。
- ・ 交流内容については、若者の文学に対する関心や創作活動への意欲を高めるものとする(例：ミニ講演会、執筆指導、作品批評・指導 など)。
- ・ 実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて必要な感染対策を講じること。

## (3) 附帯事務

- ・ 各種媒体を活用するなどして、(1)及び(2)の参加者の募集を行うこと。
- ・ 会場の運営管理一切(音響、照明、司会、進行、参集者案内、安全管理等)を行うこと。
- ・ (1)及び(2)の参加者用のリーフレット(任意様式)を作成し、当日配布するほか、必要に応じて案内用の立て看板、パネル、案内板等を製作・設置すること。
- ・ (1)及び(2)の参加者へのアンケートを実施するとともに、当該結果についてクロス集計等による分析を行うこと。

## (4) その他(自由提案；任意)

上記各項に加え、本県における文芸活動の振興を図るうえで、効果的と考えられる企画を実施すること。

### [例]

#### ア 本県ゆかりの作家による講演等関連

複数の作家による講演、講演の複数回実施、パネルディスカッション など

#### イ 若者が文学への関心を高める企画関連

複数の作家との交流、高校生以外を対象とした企画 など

#### ウ その他

各種媒体を活用した企画、企業等協賛・共催 など

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

- ・ 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は、事前に県に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ・ 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ・ 県は、(1)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ・ 受託者は、上記による請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

#### (7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。